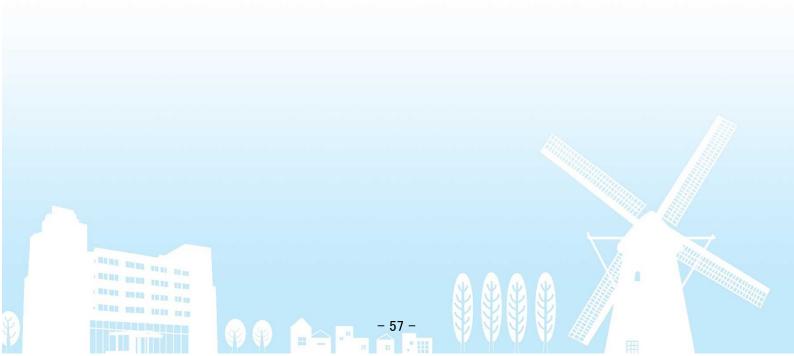
第7章 防災指針



第7章. 防災指針

7-1. 防災指針の概要

(1) 背景と目的

全国的に頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規 立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが 喫緊の課題となっています。

令和2年6月には、都市再生特別措置法が改正され、防災・減災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を定めることとされました。

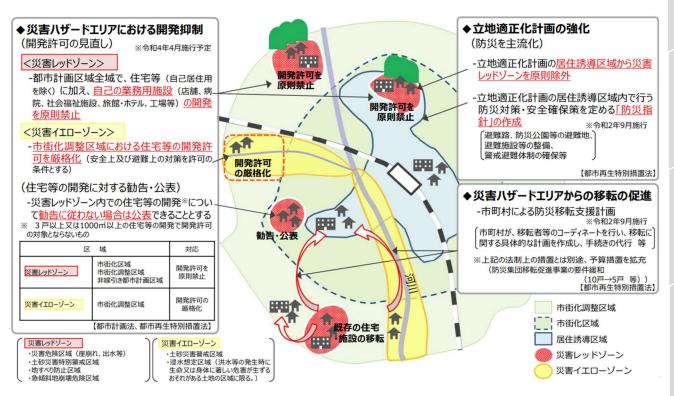


図 激甚化する自然災害への対応(都市計画法、都市再生特別措置法の改正)

資料:国土交通省

(2) 防災指針のイメージ

防災指針の作成に当たっては、防災部局が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせることにより、都市の災害リスクの「見える化」を行う等、都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要です。

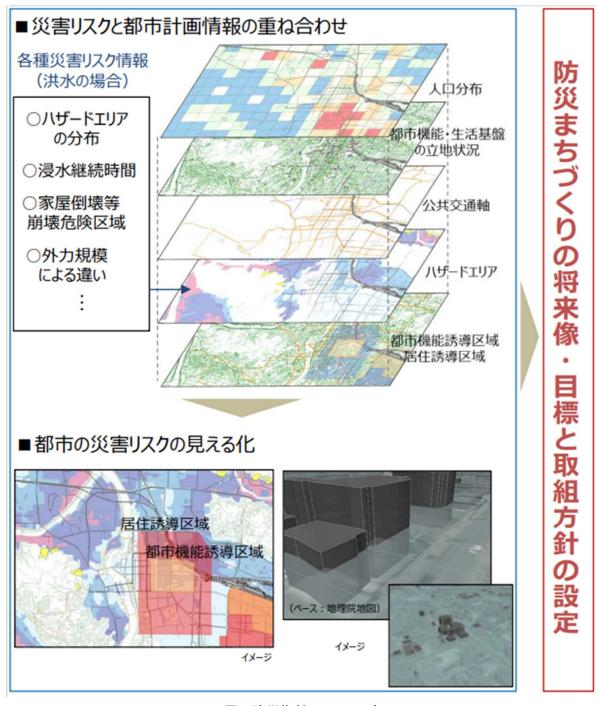


図 防災指針のイメージ

(資料:国土交通省)

第

7-2. 災害リスクの分析

(1)整理するハザード及び都市情報、分析の考え方

本市で想定される以下の災害ハザードについて都市情報を組み合わせ、災害種別ごと・地区別の災害リスクを整理・分析します。

ハザード	区域等	情報	位置付け
洪水	洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	区域 浸水深 洪水継続時間(長期浸水) 家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法 水防法施行規則 洪水浸水想定区域作成マニュアル (第4版)
雨水出水(内水)	雨水出水(内水)浸水想 定区域	区域 浸水深	水防法 水防法施行規則 内水浸水想定区域図作成マニュアル
土砂災害	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	_	土砂災害警戒区域等における土砂災 害対策の推進に関する法律
	基礎調査予定箇所 急傾斜地崩壊危険区域 (レッドゾーン)	-	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律
その他	大規模盛土造成地地震	_ 震度 液状化	宅地造成及び特定盛土等規制法 佐倉市防災アセスメント調査におけ る東京湾北部地震の被害想定

災害ハザード情報 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) 家屋倒壊等氾濫想定区域 長期浸水(3日以上)想定区域 内水浸水想定区域 土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 大規模盛土造成地



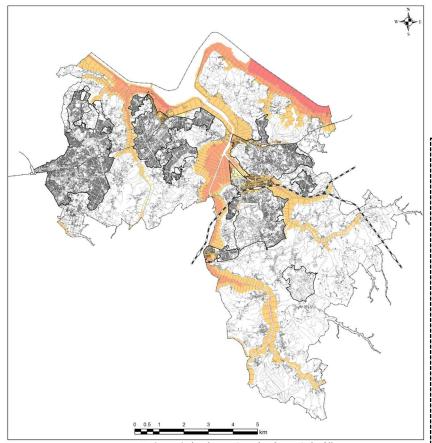


図 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

(資料:千葉県)

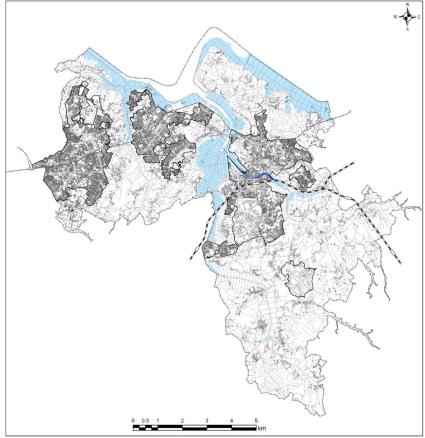
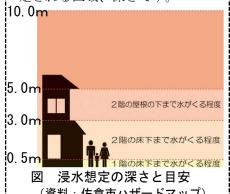


図 長期浸水(3日以上)区域、家屋倒壊等氾濫想定区域 (資料:佐倉市)

凡例 洪水浸水深想定区域 0.5m未満 0.5m以上以上3.0m未满 3.0m以上以上5.0m未満 ■ 5.0m以上以上10.0m未満 10.0m以上 □ 市街化区域 / 行政界

【洪水浸水想定区域 (想定最大規模)】

・想定される最大規模の降雨(1000 年に1度程度)によって利根川、 高崎川及び印旛沼流域の河川、勝 田川が氾濫した場合の浸水が想 定される区域、深さです。



(資料:佐倉市ハザードマップ)

凡例

長期浸水区域(3日間以上浸水)

高崎川_家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食)

] 市街化区域 行政界

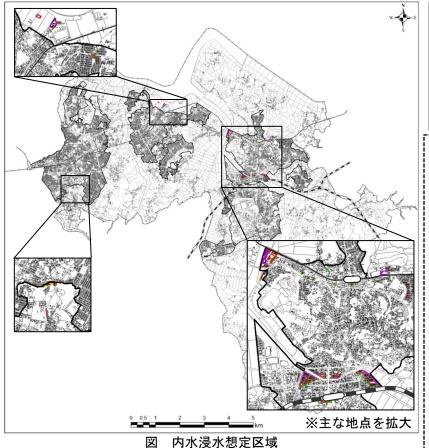
【長期浸水区域(3日間以上浸水)】

- ・水、食料の備蓄状況等を踏まえる と、3日以上の浸水が継続する場 合は、区域外避難が妥当とされて います*。
- ・その場にとどまると、避難・支援 が困難になることから、区域外へ の立ち退き避難を検討する必要 があります。

※内閣府:洪水・高潮氾濫からの大規模・広 域避難検討 WG

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

- 洪水の際に河岸が削られ、家屋が 倒壊するおそれのある区域です。
- ・屋内避難ではなく、区域外への立 ち退き避難を検討する必要があ ります。



0_05_1 2_3 4_5 km

図 土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 (資料:千葉県)

凡例

内水浸水想定区域

//// 0.15m以上0.3m未満

0.3m以上0.5m未満

0.5m以上1.0m未満

1.0m以上5.0m未満

市街化区域

√√ 行政界

【内水浸水想定区域】

- ・内水浸水は、下水道施設の排水能力を上回るような降雨や河川水位が高く放流できない際に発生する浸水です。
- ・浸水によるリスクは、洪水浸水 (外水氾濫) と同様です。



図 内水浸水のメカニズム (資料:国土交通省 内水浸水想定区 域図作成マニュアル(案))

凡例

(資料:佐倉市)

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域

□□ 市街化区域

△、√ 行政界

【土砂災害(特別)警戒区域】

- ・土砂災害防止法に基づき、県が指定 する、住民等の生命又は身体に危害 が生ずるおそれがあると認められ る区域です。
- (土砂災害警戒区域)
- ⇒住民の生命又は身体に危害が生 じるおそれのある区域
- (土砂災害特別警戒区域)
- ⇒建築物に損壊が生じ、住民等の生 命又は身体に著しい危害が生じ るおそれがある区域
- ・本市における土砂災害では、「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」の危険性があります。

【急傾斜地崩壊危険区域】

・急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律に基づき、県が指定す る傾斜地やこれらに隣接する土地 のうち、斜面の崩壊により住民の生 命に危害のおそれのある区域です。

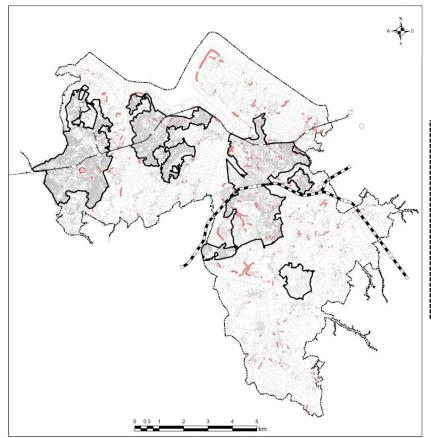


図 基礎調査予定箇所

(資料:千葉県)

図 大規模盛土造成地

(資料:佐倉市)

凡例基礎調査予定箇所 □ 市街化区域 ↑ 行政界

【基礎調査予定箇所】(土砂災害警戒 区域等における土砂災害対策の推進 に関する法律)

- ・千葉県が最新の高精度の地形情報 や市町からの情報提供により選定 した土砂災害の危険箇所です。
- ・概ね5年間(令和3年度から7年度)での区域指定完了を目指し、計画的に基礎調査及び区域指定の手続きを進めています。

凡例

大規模盛土造成地

腹付け型 谷埋め型

□□ 市街化区域
へ、 行政界

【大規模盛土造成地】

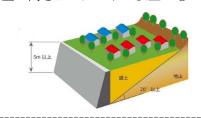
谷埋め型大規模盛土造成地

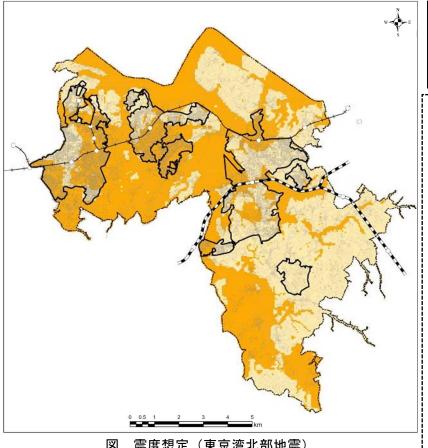
・谷を埋め立てた造成地で、盛土の面積が3,000平方メートル以上のもの



腹付け型大規模盛土造成地

・傾斜地に盛土した造成地で、造成前 の原地盤の勾配が20度以上、かつ盛 土の高さが5メートル以上のもの





震度想定 (東京湾北部地震)



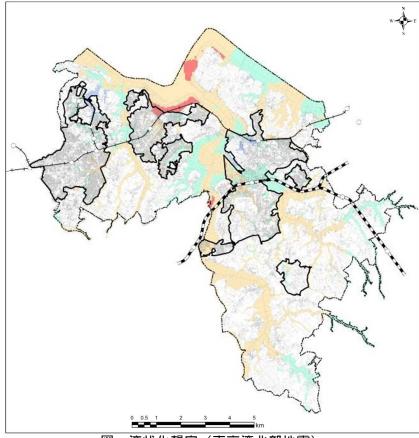


図 液状化想定 (東京湾北部地震)

(資料:佐倉市)

凡例 5強 6弱] 市街化区域 √ 行政界

【震度】

- ・東京湾北部地震は、中央防災会議 が想定した首都直下地震のうち、 千葉県に最も大きな影響を与え る地震で、想定されるマグニチュ ードはM7.3です。
- ・本市において予想される揺れの 強さ(震度)は5強から6弱です。



凡例



【液状化】

震度想定と同様に東京湾北部地震 における被害想定です。

液状化の発生は、主に市北部の印旛 沼周辺の低地、台地間の狭い谷底 や後背湿地、各河川沿川で想定さ れています。

(2) 災害リスクの高い地域の抽出

①洪水浸水想定区域(最大想定規模)

【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

- 主に市街化調整区域の河川沿いで、3.0m以上の洪水浸水が想定され、一部は住宅が 立地しています。
- 市街化区域のうち、JR佐倉駅北側、京成佐倉駅北側周辺、印旛沼周辺の一部、山 王の一部で、0.5m以上の洪水浸水が想定されます。

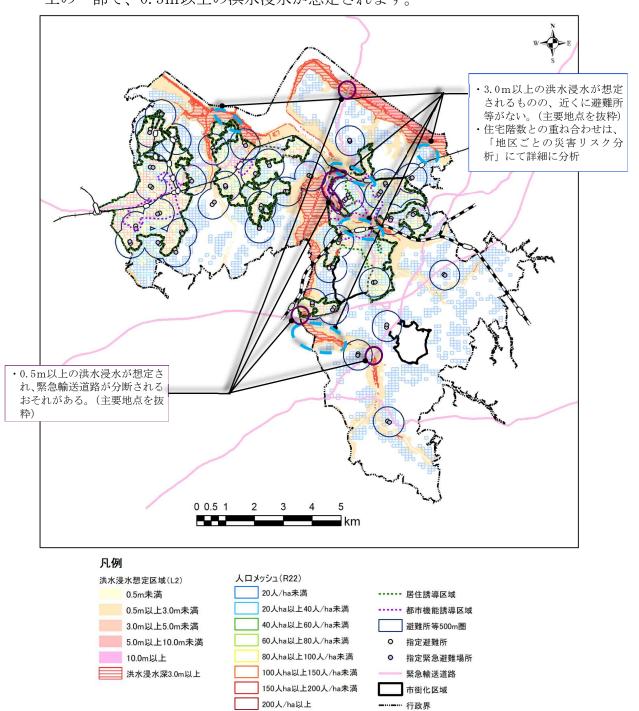


図 洪水浸水想定区域(最大想定規模)と都市情報の重ね合わせ

- ②洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域、長期浸水(3日以上)区域)
 - 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】
 - 市街化調整区域の河川沿いで、長期浸水が(3日以上浸水)想定されています。
 - 長期浸水(3日以上)区域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深3.0m以上の区域と概ね一致します。
 - 市街化区域内のJR佐倉駅北側の河川沿いの一部では、家屋倒壊等氾濫想定区域が 指定されています。

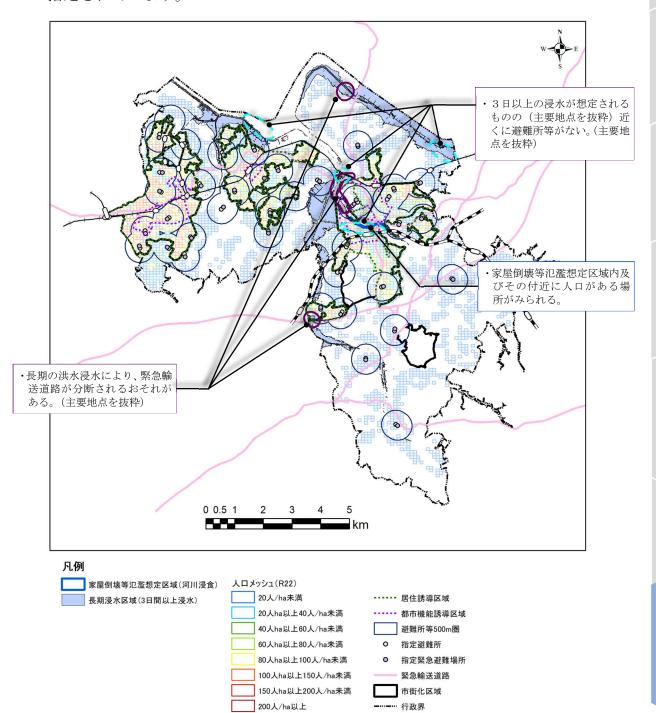


図 洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域、長期浸水(3日以上)区域)と 都市情報の重ね合わせ

- ③内水浸水想定区域(避難場所・緊急輸送道路、各誘導区域、人口メッシュ)
 - 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】
 - 内水浸水は市内に点在しており、市街化区域内のJR佐倉駅北部及び京成佐倉駅東部、西部、京成臼井駅北部の市街化調整区域の一部で、0.5m以上が想定されています。

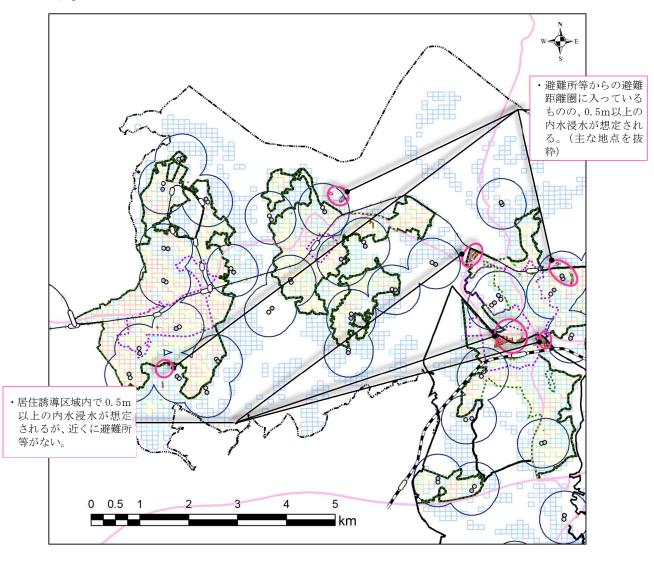




図 内水浸水想定区域と都市情報の重ね合わせ

第 1 章

第 2 章 ヘ

第 3 章 〈

4 章 〈

④土砂災害(特別)警戒区域等(避難場所・緊急輸送道路、各誘導区域、人口メッシュ) 【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】 〇 土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が市内に点在しています。

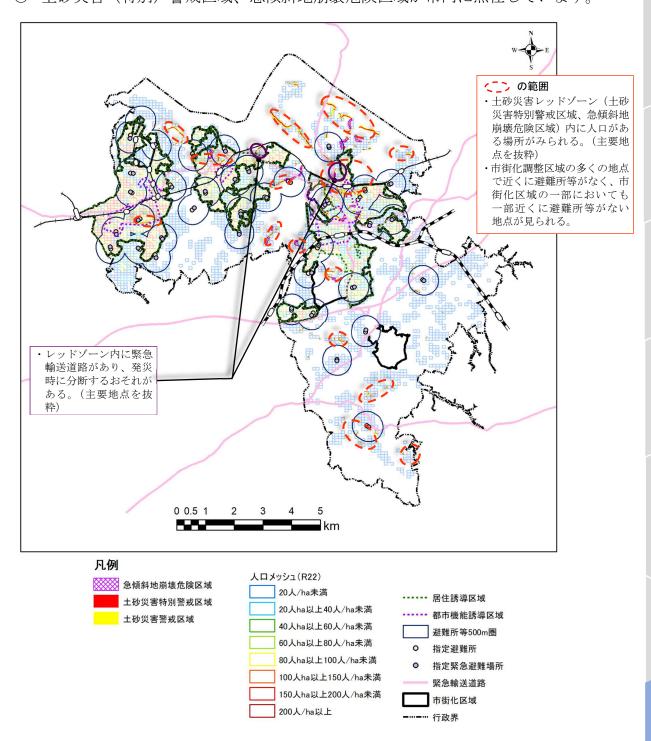
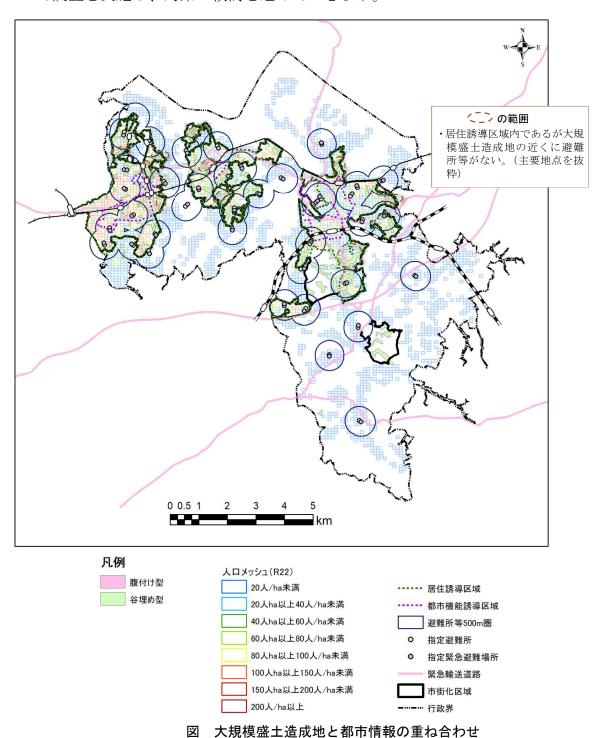


図 土砂災害警戒区域等と都市情報の重ね合わせ

⑤大規模盛土造成地

【ハザード情報×人口メッシュ(人口分布)、各誘導区域、避難所、緊急輸送道路】

○ 大規模盛土造成地は、市街化区域を中心に 136 箇所 (谷埋め型大規模盛土造成地 135 箇所、腹付け型大規模盛土造成地 1 箇所) 存在します。今後、地盤の安全性について調査を実施し、対策の検討を進めていきます。



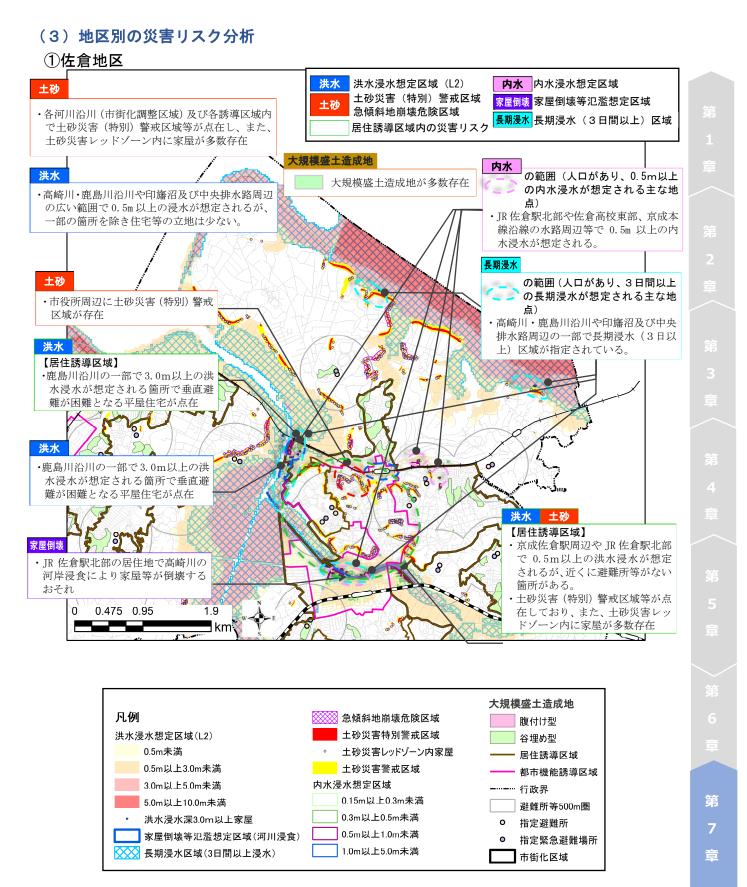


図 各種ハザード×避難所・家屋(佐倉地区)

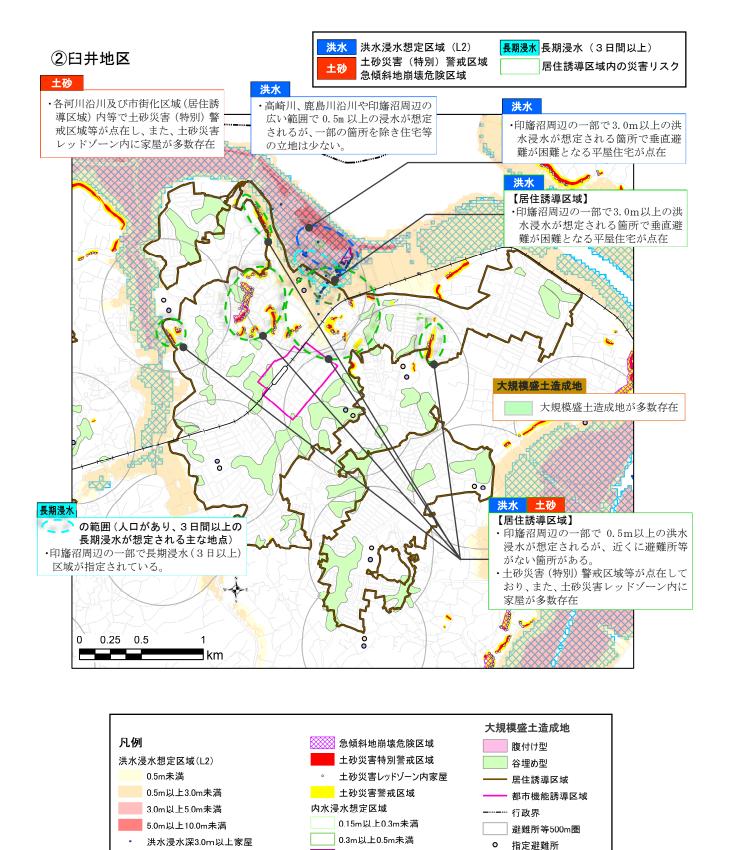


図 各種ハザード×避難所・家屋(臼井地区)

家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食)

長期浸水区域(3日間以上浸水)

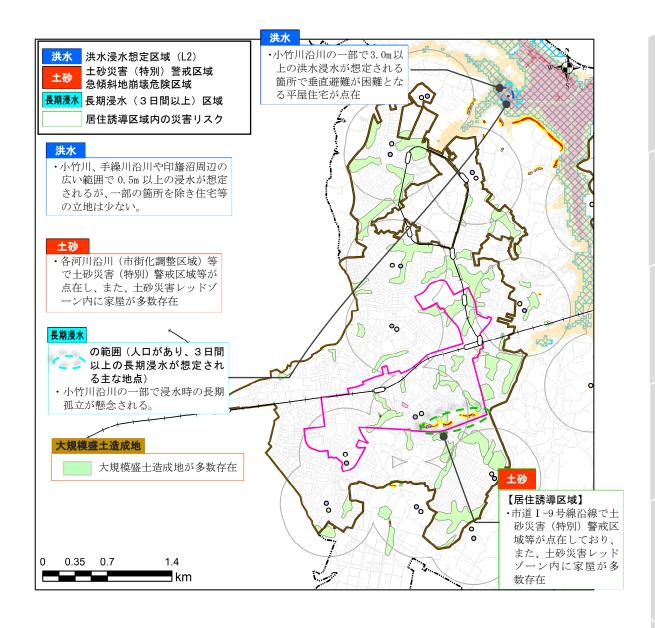
0.5m以上1.0m未満

1.0m以上5.0m未満

指定緊急避難場所

市街化区域

③志津地区



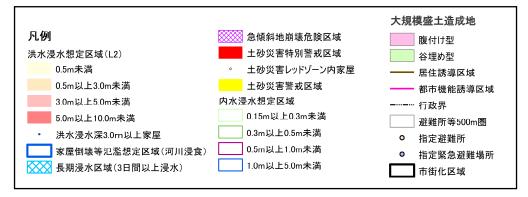


図 各種ハザード×避難所・家屋(志津地区)

4)根郷地区

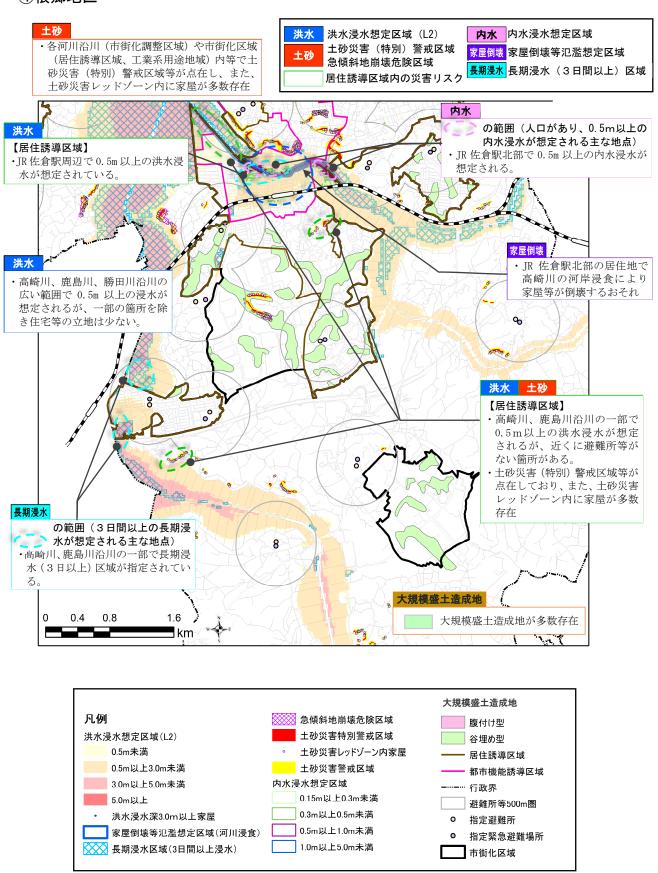


図 各種ハザード×避難所・家屋(根郷地区)

⑤和田地区

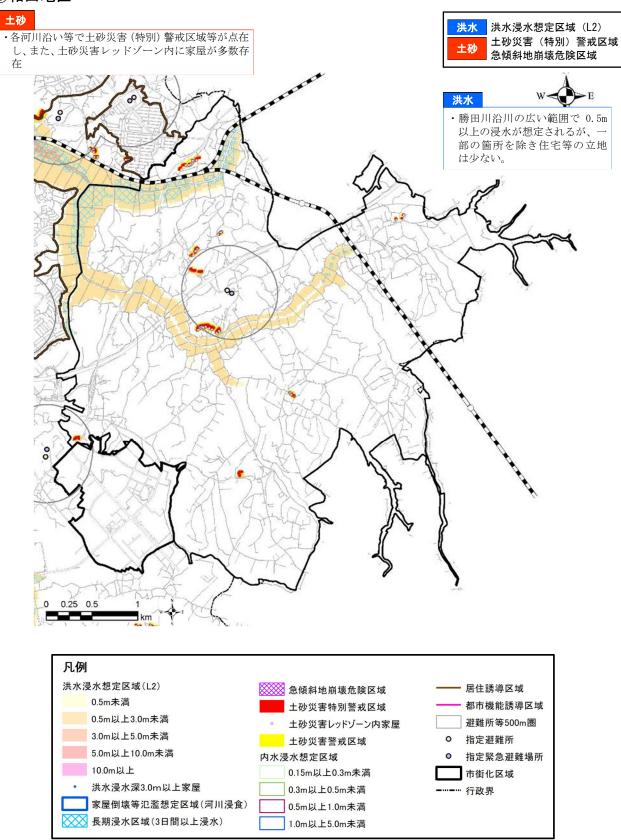


図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(和田地区)

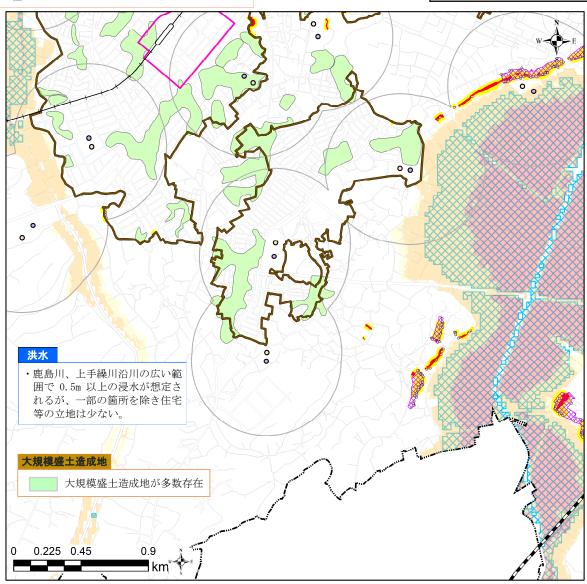
6弥富地区 土砂 洪水浸水想定区域(L2) ・各河川沿い等で土砂災害(特別)警戒区域等が点在 土砂災害(特別)警戒区域 し、また、土砂災害レッドゾーン内に家屋が多数存 急傾斜地崩壊危険区域 在 ・鹿島川、弥富川沿川の広い範囲 で 0.5m 以上の浸水が想定され るが、一部の箇所を除き住宅等 の立地は少ない。 凡例 洪水浸水想定区域(L2) 居住誘導区域 ፟ 急傾斜地崩壊危険区域 0.5m未満 都市機能誘導区域 土砂災害特別警戒区域 0.5m以上3.0m未満 避難所等500m圏 土砂災害レッドゾーン内家屋 3.0m以上5.0m未満 ○ 指定避難所 土砂災害警戒区域 5.0m以上10.0m未満 内水浸水想定区域 ○ 指定緊急避難場所 10.0m以上 0.15m以上0.3m未満 市街化区域 洪水浸水深3.0m以上家屋 0.3m以上0.5m未満 ---- 行政界 家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食) 0.5m以上1.0m未満 長期浸水区域(3日間以上浸水) 1.0m以上5.0m未満

図 各種災害情報と避難所、家屋の重ね合わせ(弥富地区)

⑦千代田地区

土砂

・各河川沿い等で土砂災害 (特別) 警戒区域等が点在 し、また、土砂災害レッドゾーン内に家屋が多数存 在 洪水 洪水浸水想定区域(L2) 土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域



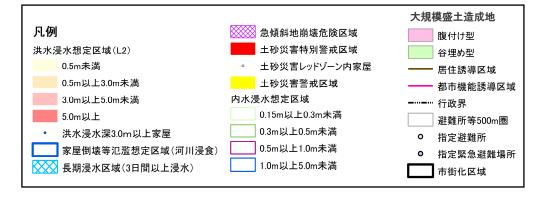


図 各種ハザード×避難所・家屋(千代田地区)

(4) 災害リスクの現状及び課題の整理

「災害リスクの高い地域の抽出」及び「地区別の災害リスク分析」を踏まえ、防災・減災に向けた課題を以下のとおり整理します。

表 災害種別ごとの災害リスクの現状及び課題

災害 種別	情報	現状	課題
浸水想定区均 (L2) 洪水		●3.0m以上の洪水浸水が想定される箇所で、垂直避難が困難となる平屋住宅が点在 ●浸水想定区域内に居住誘導区域、都市機能誘導区域があり、家屋が多数存在 ●指定避難所(指定緊急避難場所)から500m圏外に浸水想定区域が存在 ●指定避難所(指定緊急避難場所)に浸水想定区域が存在 ●指定避難所(指定緊急避難場所)に浸水想定区域が存在	 ●垂直避難が困難な建物(人)がある。 ●人口が多い箇所があり、円滑な避難が困難な可能性がある。 ●居住誘導区域の見直しや対応策の検討が必要 ●早期の避難が必要な人が多い。 ●早期に不通になる避難路が発生する可能性がある。 ●避難が円滑に行われない場合は孤立する可能性がある。 ●要配慮者等に危険が生じる可能性がある。 ●要配慮者等に危険が生じる可能性がある。 ●避難施設等が活用できない可能性がある。 ●緊急輸送道路が浸水により分断される可能性がある。
	家屋倒壊等氾 濫 想定区域	●都市機能誘導区域内で、洪水時 河川浸食区域が存在し、家屋等 が倒壊するおそれがある。	●木造家屋の場合、家屋倒壊の危険性がある。●居住誘導区域の見直しや対応策の検討が必要
	長期浸水 想定区域	●市街化区域内で長期浸水想定 区域が存在 ●指定避難所(指定緊急避難場 所)から500m圏外に、長期浸 水想定区域が存在し、浸水時の 長期孤立が懸念	●人口が集積している箇所がある。●長期にわたり孤立、インフラ施設等が使用できない可能性がある。
内水	浸水想定区域	●市街化区域内で内水浸水想定 区域が存在	●床上浸水が懸念され、浸水時の避難が困難になる可能性がある。
土砂災害	レ・土 別急 は イン・土 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	●土砂災害(特別)警戒区域等が 点在しており、レッドゾーン内 に家屋が多数存在 ●都市機能誘導区域、居住誘導区 域内にもレッドゾーンが存在 ●指定避難所(指定緊急避難場 所)にレッドゾーン、イエロー ゾーンが存在 ●緊急輸送道路にレッド・イエロ ーゾーンが指定	 ●複合災害が発生する可能性がある。 ●危険な区域に建物(人)が多く、人的・建物被害が想定される。 ●居住誘導区域の見直しや対応策の検討が必要 ●早期に不通になる避難路が発生する可能性がある。 ●避難が円滑に行われない場合は孤立する可能性がある。 ●要配慮者等に危険が生じる可能性がある。 ●避難施設等が活用できない可能性がある。
	大規模盛土 造成地	●大規模盛土造成地が 136 箇所 存在	●大規模盛土造成地において滑動崩落が生じる 可能性がある。
その他	震度・液状化	●東京湾北部地震において、市全域で震度5強~6弱が想定●印旛沼・河川沿川や臼井地区北部等で液状化の可能性がある。	●地震や液状化によって人的・建物被害が想定される。●緊急輸送道路が道路の陥没や建物倒壊等により分断される可能性がある。

図 地区ごとの災害リスクの主要な現状及び課題

洪水浸水深3.0m以上家屋

長期浸水区域(3日間以上浸水)

家屋倒壊等氾濫想定区域(河川浸食)

0.3m以上0.5m未満

0.5m以上1.0m未満

1.0m以上5.0m未満

指定避難所

市街化区域

指定緊急避難場所

第

章

7-3. 防災まちづくりの将来像

防災指針は、立地適正化計画と同様に都市マスタープランの一部であるとともに、防 災関連計画である国土強靭化地域計画や地域防災計画と整合を図る必要があることか ら、以下のとおり防災まちづくりの将来像を設定します。

佐倉市都市マスタープラン(令和3年5月)

将来像 「都市と農村が共生するまち 佐倉」

基本目標2:安全・安心なまちづくり

(災害等への備えとライフラインの維持管理)

河川の改修等による治水対策、災害による危険箇所がある区域の土地利用の抑制等を通じ、市民の生命や財産への被害を最小限に抑えられる都市を構築するとともに、自主防災組織等への支援や防災に対する市民意識の向上を図り、自助・共助の防災力を高めていきます。

また、安全・快適な市民生活を支える都市基盤施設である上下水道等の供給処理施設は、適切な維持管理に取り組み、長寿命化を図ります。

さらに、新型コロナウイルス等の感染症に対応する環境の整備について検討を進めます。

佐倉市国土強靭化地域計画(令和2年9月)

【計画策定の趣旨】

昨今の異常気象の頻発・激甚化や、首都直下地震の可能性等、今後はいつ大規模自然 災害等が発生しても不思議ではない状況にあることを踏まえ、様々な大規模自然災害等 が発生したとしても、市が機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守るために、本市 の国土強靭化に関する指針として、佐倉市国土強靭化地域計画を策定します。

佐倉市地域防災計画(令和4年度修正)

【計画の目的】

災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自助・共助・公助それぞれの主体が全機能を発揮し、かつ相互に連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とします。

【防災まちづくりの将来像】

市民の安全を確保し、災害に備えた安全・安心なまちー

- 居住誘導区域から災害リスクが高い地域を除外する等、市民の生命や財産への被害を最小限に抑える観点から、より安全な地域への居住を誘導し、自然災害による被害発生を防止します。
- 災害を未然に防ぐための基盤整備に加え、市民や事業者等と連携する等、防災力が向上した地域づくりを推進します。
- 上記のように、ハードとソフトの組み合わせにより、防災・減災対策を推進し、災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めます。

7-4. 防災まちづくりの基本的な方針

- 防災指針では、安全なまちづくりを推進するために、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外しつつ、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては防災・減災対策に取り組むことが必要です。
- 防災指針は、都市マスタープランの方針や佐倉市国土強靭化地域計画、佐倉市地域防災計画と連携し、「災害危険性からの回避」、「災害被害発生の防止・軽減(ハード対策)」、「市民や事業者等と連携した防災力の向上(ソフト対策)」の視点から、基本的な方向性を示します。

また、災害に対して未然に防ぐ「防災」と、被害を最小限に抑える「減災」、2つの 視点について整理をします。

(1) 災害危険性からの回避

- 被害発生防止の観点から、災害リスクが高い地域は、居住誘導区域からの除外を検 討することにより、市民の安全を確保します。 (防災・減災)
- 居住誘導区域以外の地域においては、土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危 険区域から安全な地域への移転促進等を検討します。(防災・減災)

(2) 災害被害発生の防止・軽減 (ハード対策)

- 国や県と連携し、河川整備や公共下水道の整備、土砂災害対策工事等を進め、災害 の発生を未然に防ぐ取り組みを推進します。(防災)
- 災害発生時においても円滑な避難体制・輸送体制を確保するため、道路インフラの整備、避難所等や避難路の確保等、避難施設の充実と交通ネットワークの確保を目指します。 (減災)

(3) 市民や事業者等と連携した防災力の向上(ソフト対策)

○ 避難情報・災害情報の伝達手段の多様化や防災ハザードマップの整備・提供等、 市民や事業者等と連携したソフト対策の推進により、市民の安全・安心を確保し、 防災力が向上した地域づくりを推進します。(減災)

7-5. 防災施策の検討

(1) 防災施策の検討

市内に点在する災害リスクを踏まえ、将来にわたり、安全・安心な居住環境を確保することを目的に、防災分野に関わる計画と連携しつつ、以下の「視点」に基づき(1)災害危険性の回避、(2)災害被害発生の防止・軽減(ハード対策)、(3)市民や事業者等と連携した防災力の向上(ソフト対策)を促す施策展開を図ることとします。

(1) 災害危険性の回避 視点 1:土地利用規制等の推進 視点 2:インフラ・ハード対策による災害対策

(2) 災害被害発生の防 止・軽減 (ハード対策)

視点3:円滑な避難・輸送手段の確保

(3)市民や事業者等と 連携した防災力の向上 (ソフト対策) 視点4:確実な避難や経済被害低減に向けたソフト対策

視点5:早期の復旧・復興に向けた事前対策

図 防災施策の検討の視点

第 1 章 /

第 2 章

第 3

リスク対策における、防災・減災の取り組みについて「回避」「低減」の二つに区分して整理しました。

【視点1:土地利用規制等の推進】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期 5 年	中期 10 年	長期 15 年
回避 (防災・減災)	市	土地利用規制の検討(居住誘 導区域の見直し、開発の制限 等)			
回避 (防災・減災)	市	災害レッドゾーン居住者の移 転促進等の検討			
回避 (防災)	県・市	急傾斜地崩壊等対策の検討 (推進)			
回避 (防災・減災)	県	急傾斜地崩壊危険区域の指定 を促進			

【視点2:インフラ・ハード対策による災害対策】

	-					
リスク 対策	実施主体	施策	短期 5年	中期 10 年	長期 15 年	
低減	市	貯留・排水施設整備、雨水流水抑制策の推				
(防災)	Ш	進				
低減	県	ıĦ				
(防災)		河川等の基盤整備・維持管理の推進				
低減	市					
(減災)		下水道管の点検、調査、修繕、改築の実施				
低減		地震や液状化による予測調査、滑動崩壊対				
(減災)	市	策の推進				

【視点3:円滑な避難・輸送手段の確保】

リスク	実施	施策	短期	中期	長期
対策	主体		5年	10 年	15 年
低減	市	緊急輸送道路及び緊急通行車両の確保			
(減災)					
低減	市	士 `啦\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
(減災)		避難施設・防災機材等の整備			

【視点4:確実な避難や経済被害低減に向けたソフト対策】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期 5年	中期 10 年	長期 15 年	
低減	士	 防災ハザードマップの周知				
(減災)	市	防炎バリートマックの周知				
低減	市	リアルタイム情報発信の推進等、避難情報				
(減災)		の伝達手段の多様化				
低減	県・市	土砂災害危険個所等を把握する防災パト	1			
(減災)		ロールの実施				
低減	+		7+1((()16+44) 3114+64 0 (+)44			
(減災)	市	防災(避難)訓練等の実施				

【視点5:早期の復旧・復興に向けた事前対策】

リスク 対策	実施 主体	施策	短期 5年	中期 10 年	長期 15 年
低減	市	自主防災組織の強化(活動支援)等			
(減災)	111	日主防火組織の強化(伯勤又援)寺			
低減	市	避難行動要支援者の把握、個別避難計画の			
(減災)		策定			
低減	市	災害に備えた防災計画を作成(要配慮者利			
(減災)	1 1	用施設管理者等)			

市全般

【視点1:土地利用規制等の推進】

- ●急傾斜地崩壊等対策の検討(推進)
- ●急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進

【視点2:インフラ・ハード対策による災害対策】

- ●貯留・排水施設整備、雨水流水抑制策の推進
- ●地震や液状化による予測調査、滑動崩壊対策の推進

【視点3:円滑な避難・輸送手段の確保】

- ■緊急輸送道路及び緊急通行車両の確保
- 避難施設・防災機材等の整備

【視点4:確実な避難や経済被害低減に向けたソフト対策】

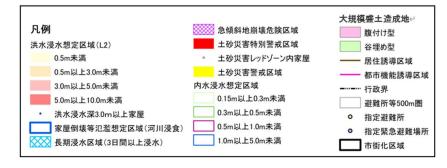
- ●防災ハザードマップの周知
- ●リアルタイム情報発信の推進等、避難情報の伝達手段の多様化

第

章

【視点5:早期の復旧・復興に向けた事前対策】

- ●自主防災組織の強化(活動支援)等
- ●避難行動要支援者の把握、個別避難計画の策定
- ●災害に備えた防災計画を作成(要配慮者利用施設管理者等)
- ●防災 (避難) 訓練等の実施



地区ごとの施策体系